

第1章 研究概要

第1章 研究概要

第1節 知的財産法の概要と平成12年度研究内容

研究課題である「IT・KMの能力開発への導入内容の調査および訓練カリキュラムの開発」のITとはInformation Technologyの、KMとはKnowledge Managementの、略称である。以下Information TechnologyをIT、Knowledge ManagementをKM、と記すこととする。

従来、「人、金、物」が、経営資源の典型とされていた。これらが今日においても、必要不可欠の経営資源であることに変わりはない。

しかし、経営環境は、極めて速く、かつ複雑に変化し、上記三の経営資源に加え「情報」が第四の経営資源とされ、さらに今日、「知識（含むノウハウ）」が、第五の経営資源とされるに至っている。

ところでわが国は、これら新たな経営資源への対応は遅々かつ緩やかなものであったのに対し、米国のそれは迅速かつ確固たるものであった。米国の対応の典型としてレーガンのプロパテント政策を挙げることができる。

プロパテント政策とは、特許権強化政策のことであり、これの実現にはまずもって知的財産法および関連法の整備がなされる。

ここで知的財産法とは、究極的には財産的情報の保護法をいう。知的財産には、発明、考案、意匠、文芸、美術、音楽等のように人間の創作活動より生じた「創作物」と、商号、商標等のように営業上の信用を化体した「標識」とがある。これら知的財産法の保護客体である情報は、本来的には、「消費の排他性」がなく、原則として、誰でもが、どこでも使用できるという性質をもつ。つまり、ある情報がある人が使用していても、他の人は同時にその情報を使用することができる。その意味で、情報は公共財であり、倫理的な面は別として、元来、情報について模倣は自由であった。すなわち、他人の模倣に、法的問題はなかった。だが、産業経済の変化はこれらの経済価値を飛躍的に高め、他人の模倣を問題なしとすることは社会的妥当性欠くことになった。

そこでかかる産業経済の変化に対応し、これら情報（知的財産）の法的保護が求められることとなる。なぜなら、情報は公共財であるとして法的保護を与えないとすれば、新たに情報を創作しても他人の模倣（フリーライド）にさらされ、その結果創作者のなした資金や労力の投下が報われない事態を招来させ、創作へのインセンティブが失われるからである。それ故、知的財産は一般財産と同様保護されねばならない（憲法29条1項等）。

知的財産法の呼称は、単独の法律を意味するものではなく、知的財産を保護するための法律の総称をいう。

知的財産権の概念形成の参考に、世界知的所有権機関（WIPO: World Intellectual Property Organization）設立条約2条を挙げておく。これによれば、「『知的所有権』

とは、文芸、美術、および学術の著作物、実演家の実演、レコードおよび放送、人間の活動すべての分野における発明、科学的発見、意匠、商標、サービス・マーク、および商号、その他の商業上の表示、不正競争に対する保護に関する権利ならびに産業、学術、文芸または美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利をいう。」ものとされる。

知的財産法の規律の仕方には、知的財産を権利として構成する方式と、かかる構成によらず知的財産保護にとって妥当でない行為を規制する方法とがある。前者に属する法律として特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法等が、後者に属する法律として不正競争防止法が、ある。

概ね以上を念頭に、平成12年度は初学者を対象にした知的財産法研修において網羅すべき事項の列挙を本研究の主たる課題とし、これに必要な委員会討議、アンケート等を行った。これより初学者に必要であろうと考えられる事項を拾い出したものを第2章に示した。

第2章には本委員会委員の知的財産法の重要性について所見を、第4章には木村委員の論文を、第5章には桜井委員の論文を、掲載してあるが、第4章と5章は次年度の研究課題候補の意味もあること付言しておく。